

No.	質問	回答
1	現在、既に世田谷区内で「放課後の預かりサービス」を実施しています。その事業所にて応募したいのですが可能ですか。	応募は可能です。但し、本事業の主旨が新BOP学童クラブの大規模化の解消であるため、施設規模（定員）によっては審査段階で不利となる可能性があります。
2	開設場所について、対象校を中心として半径800mを超えている場合でも、送迎バス等の用意ができれば提案可能ですか。	個別に判断いたしますので、公募時にご相談ください。
3	1法人で同時に2か所以上応募することは可能ですか。	可能です。
4	放課後児童健全育成事業の届出は事後でよい。提出先はどこになりますか。	事業開始前に開始の届出が必要です。提出先は児童課になります。
5	放課後児童健全育成事業施設は、建築基準法としての用途は何に該当しますか。	児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」に該当します。
6	建築基準法上の用途変更の申請は必要ありますか。	用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超える場合には、用途変更の確認申請が必要です。この場合の用途は、児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」として、建築審査課に用途変更の確認申請する必要があります。
7	すでに建築基準法上の「学習塾」として届出しているが、「児童厚生施設」として用途変更する必要がありますか。	面積基準に関わらず用途変更が必要です。
8	用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えない場合、児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」としての施設要件を満たす必要はありますか。	200㎡を超えない場合でも、建築基準法上における児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」としての要件を満たす必要があります。
9	第1種低層住居専用地域で運営することは可能ですか。	放課後児童クラブは、児童福祉施設等の中の「児童厚生施設」に該当するため、600㎡までの建物であれば運営可能です。第2種低層住居専用地域においても、600㎡までの建物であれば運営可能です。
10	定員40人規模の施設でも公募可能ですか。	可能です。但し、本事業の主旨が新BOP学童クラブの大規模化・狭隘化の解消であるため、施設規模（受入予定児童数）によっては審査段階で不利となる可能性があります。
11	定員に満たない場合、児童の追加募集は先着順で構いませんか。	構いません。募集の周知は十分行ってください。
12	優先受入校に通う補助対象児童を8割受け入れることとありますが、残り2割の受け入れはどのようにすればよいですか。	補助対象児童の要件を満たしている児童であれば、優先受入校の児童でなくても構いません。
13	物件について、施設に付随するもので必須のものはあるか。	放課後児童クラブのお迎えに自転車で来所される方用に駐輪スペースを確保してください。 施設への設置が難しい場合は、近距離に駐輪施設を確保するなどの代替手段を講じるとともに、近隣住民等に十分説明を行い、近隣トラブルにならないようお願いいたします。 また、緊急車両及び物品搬入車、清掃車等が一時駐車できるスペースなども確保することが望ましい。
14	計画地が建築物浸水予防対策要綱第3条に該当する場合の届出にかかる副本はいつまでに提出すればよいですか。	原則、応募申請時にご提出ください。応募申請時に提出ができない場合は、交付がされ次第、必ずご提出ください。
15	新築・増築の場合は、建築確認申請書及び建築確認済証、検査済証はいつまでに提出すればよいでしょうか。	原則、事前協議時にご提出ください。事前協議時に提出ができない場合は、発行され次第、必ずご提出ください。 検査済証は、工事・検査が完了次第、必ずご提出ください。
16	用途変更が必要な場合の建築確認申請書、建築確認済証はいつまでに提出すればよいですか。	原則、事前協議時にご提出ください。事前協議時に提出ができない場合は、発行され次第、必ずご提出ください。 また、工事が伴う場合は、工事が完了次第、工事の完了届を必ずご提出ください。

17	世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例の届出にかかる副本は、いつまでに提出すればよいですか。	都市デザイン課に届出をする前に児童課へ電話連絡のうえ、ご相談をお願いします。 応募時に提出ができない場合は、開設までに必ずご提出ください。目安として確認申請の2～3週間前には都市デザイン課へ届出をしてください。また、規模、用途により審査期間が異なりますのでご注意ください。
18	防火管理者の選任は必要ですか。	防火管理者の選任が必要な場合は、設置予定建築物の構造や面積等により異なってくるものと思われます。不明な場合は所在地管轄の消防署へお問合せください。
19	民設民営放課後児童クラブに選定された場合、保護者への周知は、世田谷区が協力してくれますか。	保護者への情報提供は行う予定です。
20	多様な活動（有料メニュー等）については、基本活動（放課後児童健全育成事業分）と経理を分けて行う必要がありますか。	補助金の対象となるのは、基本活動のみとなりますので、普段から分けて経理をお願いします。
21	月の途中の入退会の場合、利用料を減額する必要がありますか。	新BOP学童クラブでは下記制度がありますが、民設民営放課後児童クラブでの実施は任意です。実施しない場合は、入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。 ※新BOP学童クラブにおける月途中の入退会における減額制度は、参考資料にて配付している「令和5年度 新BOP学童クラブ児童募集案内P3利用料」をご確認ください。
22	長期で利用ができない場合、利用料を減額する必要がありますか。	新BOP学童クラブでは下記制度がありますが、民設民営放課後児童クラブでの実施は任意です。実施しない場合は、入会児童募集時にその旨を保護者へ必ずご説明ください。 ※新BOP学童クラブにおける長期欠席時の減額制度は、参考資料にて配付している「令和5年度 新BOP学童クラブ児童募集案内P3◆利用料の減免制度」をご確認ください。
23	新BOP学童クラブの延長利用料金はどのように設定していますか。	現在実施している新BOP学童クラブ実施時間延長モデル事業においては、下記のとおり設定しています。 ・月ぎめ利用：月額1,000円 ・スポット（日極）利用：1日あたり200円とし、月額上限を1,000円
24	入会金は設定してよいですか。	新BOP学童クラブには入会金の設定は行っていませんので、入会金の設定・徴収はしないようにお願いします。 19時以降の利用など、補助事業以外の利用のみの児童については、その限りではありません。
25	募集数が上限80名（2支援）とのことだが、下限はあるか。 また、提案する施設規模によってこちらで定員を設定できるという認識で間違いはないか。	下限は1支援40名といたします。下限を下回る場合は別途ご相談ください。また、事業者にて定員を設定していただいて構いません。但し、本事業の主旨が新BOP学童クラブの大規模化の解消であるため、施設規模（定員）によっては審査段階で不利となる可能性があります。
26	現在、他区で放課後児童健全育成事業を運営しており、第三者評価を現時点まで未受審の場合、応募は可能か。	応募は可能です。未受審の理由を台紙にご記入ください。
27	看護師の配置は不要か	看護師の配置までは必須としておりません。
28	募集要項別紙1（2）その他の留意事項 ・①に使用貸借について実施可能との表現で見受けられますが、②に原則使用貸借契約は認められないとあります。基本的に使用貸借は不可との認識で相違ないでしょうか。 ・①の賃借権について：土地や建物に賃借権より優先する権利（抵当権等）があった場合でも可能との認識で相違ないでしょうか。	・それぞれの契約の性質を鑑み、事業の継続性や安定性の視点から賃貸者契約は対象となりますが、使用貸借契約は認められません。 ・提案物件について抵当権が設定されている場合は事前に児童課へご相談ください。

29	募集要項別紙5 応募申請書類一覧書類No.4 「放課後児童健全育成事業の実績」 放課後児童健全育成事業の実績については、単独の放課後児童健全育成事業のみでよいのでしょうか、もしくは新放課後子供総合プランや児童館内における放課後児童健全育成事業についても記載の対象になるのか、ご教示ください。	単独の事業所のみならず、新放課後子供総合プランや児童館内における放課後児童健全育成事業についても記載の対象になります。
30	■募集要項別紙5 応募申請書類一覧 書類No.1 4 「第三者評価結果」 ・「整備を想定する放課後児童クラブの定員や支援の単位等の施設規模に比較的近い1施設について提出」とありますが、それらの施設での第三者評価の実績が無い場合は、提出の必要はないか、もしくは第三者評価結果のある施設の提出で問題ないでしょうか。	実績がない旨とその理由を台紙にご記入ください。第三者評価結果のある施設の提出は必要ありません。
31	■募集要項別紙5 応募申請書類一覧 書類No.2 3 「事故報告書・ヒヤリハット」 ・提出する際の様式に指定はありますでしょうか。各行政、法人指定の書式で問題ないでしょうか。また、ヒヤリハットについては、どのような項目が網羅されていればよいかご教示ください。	様式に指定はありません。 項目については、発生日、報告年月日、件名、概要、詳細、原因、再発防止策等について網羅されていれば問題ないです。
32	事前協議様式4は表面には法人代表者印、裏面には代表者個人の印を押印する認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
33	事前協議書類、応募書類は片面・両面などの印刷指定はございますか。	指定はありません。
34	「民間の放課後児童健全育成事業の誘導に向けた新たな補助事業の実施について」p.4 6概算経費(1)～(4)全ての運営経費・開設準備補助額の算出根拠と合計額の算出根拠・内訳（処遇改善等が含まれるも含め）ご教示ください。また、運営経費補助額には利用料徴収額が含まれておらず、別途運営費に活用可能という認識でよろしいでしょうか。	定員80名と仮定し、施設整備費補助要綱や運営費補助要綱の内容を踏まえ算出しています。 利用料徴収額の月額5,000円については、別途運営費に活用可能です。
35	応募書類様式8「直近5年間の平均勤続年数・離職率」も現在運営している近隣事業所のものを記載する認識でよろしいでしょうか。	現在運営している放課後児童健全育成事業所の中から、計画地において整備を想定する放課後児童クラブの定員や支援の単位等の施設規模に比較的近い1施設について提出してください。ただし、開設後1年以上の運営実績のある放課後児童健全育成事業所に限ります。
36	応募書類様式9「事業計画書」のページ制限はございますでしょうか。	片面10ページ（両面5ページ）目安かつフォントは10Pt以上で作成をお願いします。
37	審査方法に記載のある「ヒアリング」はプレゼンテーションを含みますでしょうか。	含みます。
38	基本活動以外の多様な活動を実施する際も専用区画として1人あたり1.65㎡の確保が必須でしょうか。	専用区画として、1人あたり1.65㎡が確保できていることが望ましいですが必須ではありません。
39	専用区画には多様な活動を実施する部屋の床面積も含めてよろしいでしょうか。	含めていただいて問題ありません。 但し、多様な活動に参加しない児童の活動スペースを十分に確保できるよう整備をお願いします。また、多様な活動を実施する時間帯以外は専用区画として子どもの遊びや生活の場としてください。
40	保護者がお迎え時に利用する駐輪場は何台分の確保を想定されておりますでしょうか。	区として台数の指定はございませんが、道路に駐輪することのないよう敷地内に駐輪場の確保をお願いします。
41	利用者募集の段階で1支援単位分の利用者しか利用申請がなかった場合は、職員の配置を減員してよろしいでしょうか。	問題ありません。 その場合、申請できる補助金は1支援の単位分となります。
42	開所時から何名が入所することを想定されておりますでしょうか。	本事業の主旨が新BOP学童クラブの大規模化の解消であるため、定員と同人数の入所が望ましいと考えております。

43	新BOP学童クラブの延長利用の平均利用人数をご教示ください。	日によりますが、令和4年10月から実施しているモデル事業の該当新BOP5か所においては、1か所あたり2～3名です。 令和5年4月から全校実施されておりますが、利用人数に大きな変化はありません。
44	新BOP学童クラブに導入されている放課後児童システムは事業者負担で同様のものを設置するという認識でよろしいでしょうか。	放課後児童システムの導入は本事業対象外です。
45	小学校で配布されているICTタブレットは現在新BOPの活動中に使用可能とされておりますでしょうか。	不可にはしていませんが、貴重品と同様に扱いに十分ご注意ください。また新BOPはWi-Fi未対応のため、新BOPごとに取り扱いは異なります。
46	新BOP学童クラブの平日・土曜・長期休暇期間の配置と雇用人数をご教示ください。	1支援の単位あたり2人以上は配置し、国の基準を満たす配置基準としています。
47	整備位置から優先受入校が複数対応できる場合や、優先受入校までの距離がほぼ変わらない場合でも、優先受入校を1つに限定する必要がありますでしょうか、それとも優先受入校に通う児童（複数校）の合算で定員の8割を埋めるという対応も許容されますか。また、施設ごとに優先受入校を1校とする場合、いずれを設定するかは事業者が判断し、提案時までに確定する必要がありますでしょうか？もしくは採択いただいたあとに優先受入校を定めるでよろしいでしょうか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先受入校に通う児童（複数校）の合算で定員の8割を埋めるという対応も可能です。</li> <li>・原則は、提案時までに優先受入校の確定をお願いします。</li> </ul>
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事業者募集要項の「2. 募集概要」の（4）募集数・定員について</li> </ul> 「1か所あたり80名を上限（2支援の単位）」とのことですが、1事業者の提案案件が1支援で40名だった場合、別の事業者が近隣エリア（同一優先受入校のエリア内）に別途1支援40名の単位を提案した場合、選定されることがあるという理解で良いでしょうか	お見込みのとおりです。
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事業者募集要項の「3. 応募要件」（6）所官庁の監査、指導検査等について</li> </ul> 直近に実施された所官庁の監査、指導検査等、とありますが、本募集において現地審査をお願いする想定で放課後児童健全育成事業において、監査、指導検査が行われていない場合や、監査、指導検査が行われていても書面における結果連絡がない場合は、対象施設ではなく、他の施設の監査、指導検査の結果をご報告すべきでしょうか	その旨を台紙にご記入いただければ、他の施設の監査、指導検査の結果の提出は必要ありません。
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営事業者募集要項の「5. 整備・運営にあたっての補助制度」について</li> </ul> 補助制度は、当該事業の経費を含む区の予算成立を前提とするとのことですが、今回の要項により整備を行う施設においては、保育料が大変低額な縛りがあるため、補助制度がなくなった際に事業を継続できず、クラブを閉所する必要性が出てくることを想定しております。補助制度がなくなる場合にはどの程度の前もっての告知があるのか、また、補助制度がなくなった際に事業撤退や事業転換に関する縛りや補填等、何らか予定している事項があればお知らせください	<p>区の予算（案）の編成は例年2月頃の予定です。</p> <p>全ての補助制度がなくなることは現在想定しておりませんが、そのようなことがある場合は事業者の皆様のみならず利用者の皆様に影響があることなので、できるだけ早くお知らせいたします。事業者の皆様とは情報共有の場を定期的に設ける予定なので、その場を通じ速やかに共有していきます。</p> <p>事業撤退や事業転換に関する縛りについては、「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱第30条」及び「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱第31条」に財産の処分の制限があり、承認が必要な場合があります。なお、補助要綱上に記載のある「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」については備考欄をご参照ください。補填等についてはその時の状況を総合的に踏まえ検討していくこととなります。</p>

51	<p>・ 運営事業者募集要項の「6. 応募手続」について 提案案件が複数ある場合、法人に関わる書類等もすべて複数セット準備をして、案件ごとに提案する必要がありますでしょうか、もしくは法人などの共通部分については1セットとし提案案件ごとに差異がある部分のみ必要書類を提出するかたちでよいでしょうか。</p>	<p>お手間をお掛けし恐縮ですが、審査方法の都合上、法人に関わる書類等もすべて複数セット準備をお願いいたします。</p>
52	<p>・ 運営事業者募集要項の「6. 応募手続」の(3) 応募書類の作成方法・提出部数について ③にファイルに綴じて提出することとありますが、④にクリアファイル・紙ファイル等は使用しない、とあります。書類全体はフラットファイル(紙製もしくはプラ製)かドッチファイルに綴じ、中に綴じている書類はクリアファイル等には入れずに直接穴をあけて綴じる、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。説明が分かりづらく申し訳ございません。</p>
53	<p>・ 施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(1) 開設日、開所時間について 土曜日について、利用児童が多くないことが想定されますが、利用児童がすべて欠席であることが判明している場合、対象日を閉所とすることは許容されますか？またその際には土曜日の開所日数カウントが減り、長時間開所加算や運営日数加算が減るという理解でよろしいでしょうか。また、閉所しない場合でも、土曜日にすべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合、終了後も19時まで職員を配置する必要はありますでしょうか？また閉所した場合は長時間開所加算の時間数に影響がありますでしょうか</p>	<p>土曜日については、新BOP同様に利用児童がない場合も18時15までは開所をお願いします。 18時15分以降において、すべての児童が閉所時間より前に帰宅した場合は19時まで職員を配置する必要はありません。但し、急な利用申込みには対応できる体制は確保しておいてください。 閉所した場合は長時間開所加算の時間数に影響する可能性があります。</p>
54	<p>・ 施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(2) 職員配置について 小学校からの職員による引率が必須となっていますが、学校やクラス要件により一部児童のみの帰宅時間が変動する場合も、すべて引率を行う必要がありますでしょうか？また時間がずれる場合、BOP等で一時的に待機いただく対応をお願いすることは対象の新BOPや小学校と協議し合意いただければ可能という理解でよろしいでしょうか</p>	<p>原則は、全ての児童について引率をお願いしたいと考えております。時間がずれる場合のBOP等での一時待機については可能ですので、保護者や新BOPや小学校と調整をお願いします。</p>
55	<p>保護者、児童、事業者において、学校から施設までの引率が不要であると合意できた場合は、引率を不要としても差し支えないものとするか、注意点はありますか。</p>	<p>合意における過程の中で、事業者としても児童の特性も踏まえたうえで、安全性をしっかりと確認し、判断をお願いいたします。</p>

56	<p>・施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(2)職員配置について          配慮を要する児童の入会希望があった場合に受け入れられる体制を整えること、とありますが、審査基準等により、受入れ人数の上限や、児童の主訴や状況による受入れ可否を定めることは可能ですか。なお、その受入れにより、運営費補助の障害児受入推進事業や障害児受入強化推進加算の請求対象とできるかの審査や条件はどのように行われますか</p>	<p>配慮を要する児童の受け入れにあたっては、合理的配慮の視点にて検討をお願いします。その結果、受け入れができない場合は、申込み者に丁寧にご説明していただくとともに、新BOP学童クラブとの調整をお願いします。</p> <p>補助金の請求対象とできるかの審査や条件は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の配置についてはシフト表等をご提出していただく予定です。</li> <li>・対象児童の審査については、手帳の写しや新BOP学童クラブにて使用している様式(児童表)と同様の書類を区に提出していただき、要件の有無を確認する予定です。</li> </ul>
57	<p>・施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(3)補助対象児童について          新BOP学童クラブ利用児童については民設民営放課後児童クラブの利用は不可だが、19時以降の利用など補助事業以外の利用についてはその限りではなく、定員の範囲内で受け入れること、とあります。この際の「定員」は、19時まで利用する児童とは別に、19時以降の利用人数が有効面積を踏まえて定員以内に収めればよいのか、それとも時間に関わらず、利用対象児童は定員内に収める必要があるのかお知らせください(例:施設定員40名の場合で、19時までしか利用しない児童が30名おり、19時以降利用する可能性がある児童が10名の場合、19時以降のみを利用する可能性がある児童を別途最大20名まで会員として受け、対象年度の登録会員数が60名となるなど、総定員が41名を超えることは許容されますか)。なお、この19時以降の受入については、区の定める補助対象児童の要件をクリアする必要はないという理解ですが正しいですか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・19時以降の利用人数が有効面積を踏まえて定員以内に収めれば問題ありません。</li> </ul> <p>但し、19時以降のみ登録される児童は本事業の補助対象とはなりませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19時以降の受入についても区の定める補助対象児童の要件を満たしていただくことは必要です。但し、19時以降のみ新BOP学童クラブとの併用が可能です。</li> </ul>
58	<p>・施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(4)利用者の募集・決定の③入会の選考方法や選考基準について          設定する選考基準案を応募時の事業提案にて提案する想定ですが、それにより運営収支が変動する可能性があります(特に延長利用の有無)。事業者が定める入会の選定方法や選考基準について、区の審査と必要に応じて行われる調整は、いつごろどのようなかたちで実施される予定でしょうか。また選考基準は広く周知できれば、対象年度ごとなど、開設後に変更することは可能ですか</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入会の選定方法や選考基準についての区の審査と必要に応じて行われる調整は、2～3月に実施する書類審査やヒアリング審査の中で行わせていただく予定です。</li> <li>・選考基準は広く周知されるのであれば、対象年度ごとなど開設後に変更することは可能ですが、変更される場合は必ず事前に区との調整をお願いいたします。</li> </ul>
59	<p>・施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の(6)利用料金について          保育料の徴収について、原則は四半期払いとありますが、前払い・後払いいずれでも構わないでしょうか、どちらかに指定がありますか</p>	<p>新BOP学童クラブと同様に後払いをお願いします。</p>

60	<p>・ 施設整備及び運営にかかる基本的事項の「2. 運営にかかる要件」の（8）保険の加入について区が加入している補償内容についてお示してください</p>	<p>（1）傷害保険 対象者：新BOP登録者 対象事故：新BOPでの事故 対象時間帯：新BOP参加中（往復途上を含む） 補償の内容 ・ 通院 1日1,500円（事故から180日以内の90日限度） ・ 入院 1日3,500円（事故から180日限度） ・ 後遺障害 300万円程度(程度に応じて100%～4%) ・ 死亡 300万円</p> <p>（2）賠償責任保険 対象者：新BOP登録者 対象事故：新BOP参加中に、施設（物）を壊してしまった場合 対象時間帯：新BOP参加中 補償の内容：対物 100万円(免責0円)</p>
61	<p>選考基準は区の選考基準に準ずる形でも良いのか。その場合区の基準を教えてください</p>	<p>新BOP学童クラブは定員を設けていないため、区としての選考基準はございません。</p>
62	<p>・ 登録児童が、優先受入校のBOPを利用したい場合は、どのような連携をとれば良いのか</p>	<p>児童は、直接BOPに行き登録を行ってください。 事業者としては、お迎え時間や待機場所について保護者や新BOPと調整をお願いします。</p>
63	<p>・ 「世田谷区放課後児童健全育成事業の運営方針」(P18)「第5章 学校及び地域など関連機関との連携等」について ・ ①学校との連携、④児童館との連携、⑥他の放課後児童健全育成事業との連携は、民間事業所は、区営でない事から区営であった時と枠組みが変わってくると考えるが、個別の事業所と学校、児童館と連携をとるのか、連携する枠組み（施設長会議など）が設けられるのか ・ ⑤新BOP連絡協議会は、小学校内で行っている事業がゆえに、地域の活動団体および利用者（学童クラブ保護者）の声を聴く枠組みと理解しているが、民間事業所は考えなくて良いのか。</p>	<p>新BOP・学校との連携については区においても検討しておりますので、選定後調整させていただきます。 各学校と地域とのつながりについては、開かれた運営のもと努めてください。 新BOP連絡協議会についても、事業者様に参画いただくよう調整しております。</p>
64	<p>開設に際しては「町会関係者・近隣住民等への十分な説明」を求めておられますが、既存施設を改修する場合も必要でしょうか。必要とされる場合、どの程度の範囲の方を対象とするのか。どの時点で行うのか。説明会形式の開催を求められているのかについてご教示ください。</p>	<p>既存施設を改修する場合でも、学童クラブとして開設する旨の説明を行ってください。 範囲の定義はありませんが、子どもの活動範囲や改修時の音などによる影響範囲等については対象としてください。 説明会形式の開催までは求めませんが、十分な理解を得られるように努めてください。</p>
65	<p>募集要項別紙4「事前協議書類一覧」の「No.30 建物の建築に関する見積り」は、今後建築される建物を応募事業者が「賃借」する場合について提出するものとの理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>そのとおりです。</p>
66	<p>募集要項別紙4「事前協議書類一覧」の「No.29 賃貸借契約書」の締結に至る前の所有者との合意書のひな型若しくは内容についてご教示ください。 募集要項別紙4「事前協議書類一覧」の「No.29 賃貸借契約書」の締結に至る前の所有者との合意書のひな型若しくは内容についてご教示ください。</p>	<p>ひな型はございません。 内容としましては、タイトルを「合意書」としていただき、下記のような内容を具体的に記載してください。 ・ 概要（何についての合意なのか） ・ 合意した内容（賃借人が万が一お亡くなりになった場合も、本合意が相続に引き継がれる旨の記載があると望ましいです） ・ 合意書の作成通数・保管方法 ・ 合意書の作成日付 ・ 当事者の署名捺印</p>

67	募集要項別紙4「事前協議書類一覧」の「No.27 建築確認申請書等」については、原本の提出が必要でしょうか？	写しで構いませんが、提出時に原本もお持ちください。原本と相違ないか確認します。
68	職員配置における「常勤職員」「補助員」の定義をご教示ください。 正社員・契約社員・非常勤職員（専任等）の雇用形態種別の指定はありますか。 また、契約社員・非常勤職員の場合、所定労働時間（120時間以上等）の定めはありますか。補助員は無資格でも可能という認識でしょうか。	下記のとおり定義しております。補助員は無資格でも可能としています。 常勤職員：原則として、一年以上引き続き雇用されることが見込まれ、1週間の所定労働時間が週30時間以上（1日6時間以上）かつ月20日勤務している者であり、就業規則の直接適用がある職員（派遣職員は含まない。）。 非常勤職員：上記常勤職員以外のすべての職員になります。人材派遣法上の派遣職員も非常勤に含むこととします。
69	・職員配置についてご教示ください。 休憩時間も含めて支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員が常時必要か、配置していれば休憩時間等は考慮しなくてよいのかご教示ください。	休憩時間も含めて支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（うち1名補助員に代用可）が常時必要です。
70	・運営期間についてご教示ください。 受託が決定した場合、最低開業年数など、運営期間の定めはありますか。	最低開業年数は設けておりませんが、補助金交付に関する財産処分の制限がございます。運営の中止、廃止をしようとするときは、子どもや保護者への生活の影響を踏まえ、わかり次第速やかにお知らせください。
71	・送迎事業について教えてください。 送迎引率のため、送迎のコアタイムとなる時間帯をご教示ください。 ・（仮にこちらで13時便、14時便、15時便と時間指定をすることは可能でしょうか） ・送迎事業の引率者は無償ボランティア（シニア・主婦）への依頼は可能でしょうか。その場合でも「放課後児童クラブ送迎支援事業」の補助金の対象となりますでしょうか。	時間指定については、対象の保護者、区、新BOP、小学校と協議し合意があれば可能です。 引率者として無償ボランティア（シニア・主婦）へ依頼することは可能です。ただし、引率者を無償ボランティアのみとすることはできません。常勤職員又は非常勤職員も引率に加わることが必要です。 また、送迎事業の補助金を申請する場合は、その実施するための経費が発生していることが前提ですので、「無償ボランティアへの依頼」＝「補助対象」とはなりません。
72	・多様な活動（基本活動以外の有料メニュー）について実施可能な時間帯等がありましたらご教示ください。また保護者徴収に関する上限額がありましたら合わせてご教示ください。	活動時間帯の制限はございません。 多様な活動に関する利用料の上限額はありますが、実費相当額とし社会通年上、適正な範囲で設定をお願いします。ご提案内容によっては調整させていただく場合がございます。
73	・事前協議書類の「7. 法人に関する登記事項証明書」「19および20納税証明書は事前協議日から起算して3か月以内に取得したものであれば提出可能でしょうか。	事前協議日から起算して3か月以内に取得したものとなります。
74	・「事前協議様式3」について、押印は必要でしょうか。	押印をお願いします。
75	・「応募書類様式8」について、雇用形態（正社員・契約社員・アルバイトなど）の定めがあれば教えてください。	正社員と契約社員について、1枚ずつ作成をお願いします。
76	・「応募書類様式9」について、枚数制限・フォント・文字のサイズなどの定めはありますか。	枚数は片面10ページ（両面5ページ）を目安で作成をお願いします。文字のサイズは10ポイント以上をお願いします。フォントに制限はありません。
77	いつ頃から外部への公表は可能となりますでしょうか。（採用活動を進めるため）	詳細は日時は選定後にお伝えいたします。
78	・応募した全事業者に対して書類審査・物件の現地視察・ヒアリング等が実施されるのでしょうか。それとも書類審査は一次審査、物件の現地視察とヒアリングは二次審査となるのでしょうか。	後者です。応募要件を満たし、書類審査を通過した事業者に対して、物件の現地審査、ヒアリング等を行います。
79	・施設長に選定するうえでの要件はございますか。	施設長としてふさわしい経験や知識を持ち、世田谷区の考え方に理解のある者が望ましいです。



80	・児童数が定員を埋まらなかった場合に対象となる補償等がありますでしょうか。	世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の別表は定員に満たずとも申請できますが、児童数に応じて減額されるものもあります。 これを補償するような補助制度はありません。
81	・児童の入退室に関するシステムはBOP では既に導入されていますでしょうか。	新BOP学童クラブでは児童の入退室等を管理する「放課後児童システム」を導入しております。 BOPでは参加者カードで管理しています。
82	・様式が示されていない書類に関しては、フリーフォーマットでよろしいでしょうか。案内図作成の際にはグーグルマップ等を貼り付けて加工することは認められますでしょうか。	フリーフォーマットで構いません。 また、グーグルマップ等の貼り付け加工でも構いません。
83	・応募書類様式2「放課後児童健全育成事業の実績」に関してですが、弊社の施設数が多いため、記入内容の条件がすべて入っていれば提出する様式を変更してもよろしいでしょうか。	できれば、応募書類様式を使用していただきたいですが、記入内容の条件を満たしていれば提出様式を変更しても問題ありません。その場合、該当箇所にマーキングするなど分かりやすいようにしてください。
84	・応募申請書類No.28「浸水予防対策検討結果届出書」は必須の書類でしょうか。	必須ではございません。 建築物を新築・増築・改築又は移転する場合に限りご提出ください。
85	・1(1)専用区画の面積算定について、壁芯面積で児童1人につき1.65㎡確保できていればよろしいでしょうか	壁芯面積ではなく、内法面積で1.65㎡を確保してください。
86	200㎡ない施設でもバリアフリー条例に適合させる必要はありますか	200㎡ない施設でもバリアフリー条例に適合させる必要があります。
87	2階の建物で、1階からの階段とベランダからののはしごがあれば2方向避難とみなせるか。	子どもの安全対策上、はしごでの避難を2方向避難とみなすことはできません。
88	現地調査の対象となる現在運営している類似施設は公設・民設どちらでもよいか、	事前相談もしくは事前協議時に区と協議することになります。
89	改修が2か年にまたぐ場合は申請可能ですか。	単年度申請が前提ですが、2か年に跨る場合は、東京都に申請可能かどうか案件ごとに確認します。 ※参照 「東京都学童クラブ事業実施要綱」別添2 4(6)に「(中略)学童クラブ事業を行う者は、当該年度中又は翌年度4月1日に新たに事業を実施すること」としています。
90	新たに放課後児童クラブを開設する場合に、障害児を受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入にかかる経費は、どの事業に該当しますか。	新たに開所する際に障害児を受け入れるために必要な施設改修や備品の購入等をする場合は、「1学童クラブ設置促進事業」又は「2学童クラブ環境改善事業」に該当します。既存施設の改修の必要性により下記のとおり該当事業が異なります。 学童クラブ設置促進事業：既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入 学童クラブ環境改善事業：設備の整備・修繕及び備品の購入
91	障害児受入促進事業は、どのような場合に該当になりますか。	開所後、翌年度以降に既存施設の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入が必要になった場合に該当になります。
92	障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置したが、障害児の利用実施ない場合でも障害児受入推進事業を申請できますか。	申請可能です。
93	放課後児童クラブ送迎支援事業について、バスの送迎を行う場合は、燃料費以外の人件費（運転手や案内員など）についても対象になりますか？	送迎のための運転手や案内人を放課後児童クラブが直接雇用した場合は、その人件費は補助対象となります。 ただし、支援員や補助員が運転手を兼ねる場合は補助対象外となります。
94	障害児受入推進事業に加え、年間を通じて障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置したが、3人以上の障害児の利用実績がない場合でも障害児受入強化推進事業の申請は可能ですか。	利用実績がある月に関してのみ申請可能です。

95	運営費補助、賃借料補助等の補助事業の支給期限はあるか。また、支給される補助金は記載されている基準額の満額という認識で間違いはないか。	本事業が継続する限り、補助要件に該当する場合は補助対象となります。 支給される補助金は補助基準額を上限額とします。人件費や賃借料等の対象経費が補助基準額に満たない場合はその額を補助額とさせていただきます。 ※世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱P3第6条・世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱P3第6条に記載されております。
96	賃借料補助において、実際の家賃と差額がある場合、減額となるか。	支給される補助金は補助基準額を上限額とします。賃借料の対象経費が補助基準額に満たない場合はその額を補助額とさせていただきます。 賃借料などの経費が発生しない場合は、放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）に該当しないため補助額も0円になります。
97	放課後児童支援員等処遇改善等事業及び放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、算出された額の全てを職員に支給しなくてはならないという認識で間違いはないか。	職員の賃金改善に必要な経費に充てるための費用に係る事業費を計上するものであるため、本事業の経費は全て上記費用に充てられる必要があります。
98	1 放課後児童クラブ設置促進事業と2 放課後児童クラブ環境改善事業の重複適用は不可との認識で相違ないでしょうか。	対象事業の内容によります。「国要項」「都要綱」に、内容ごとの例外規定が記載されておりますのでご確認ください。
99	1 放課後児童クラブ：都要綱にあるアとイは同一年度の申請は不可だと思います。例えば、アを活用し1,000万、翌年度にイを活用し200万（開所準備経費含まずで記載させて頂いております。）の合計1,200万の場合、年度を跨ぎますがすべて補助対象となりますでしょうか。	都要綱別添2 ア、イに規定する事業は同一年度の申請はできません。 例えば、令和5年度にアの事業を申請、令和6年度にイの事業を申請することは可能です。ただし、令和5年度の経費を令和6年度分に跨いで申請することはできません。
100	【世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱(案)】について 補助基準額（年額）に補助率等がかかることはありますでしょうか。	支給される補助金は補助基準額を上限額とします。賃借料等の対象経費が補助基準額に満たない場合はその額を補助額とさせていただきます。 ※世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱P3第6条に記載されております。
101	4 学童クラブ開設準備支援事業：以下認識で相違ないでしょうか。 こちらの補助金活用 ⇒別表1の補助基準金は(1)の1,200万が対象。 つまり(2)との重複は不可。 こちらの補助金未活用⇒別表1の補助基準金は(2)の1,260万が対象。 ※都要綱別添4(1)にある、「開所前月分の賃借料及び礼金」も対象としないこととしております。	「4. 学童クラブ開設準備支援事業」は開所前月分賃料は対象外となります。 開所前月分の賃借料については、「1. 放課後児童クラブ設置促進事業」(2)開所準備経費を含む場合 1260万円の経費に含めることが一般的です。 賃借料に関する補助事業の一般的な活用例としましては、4月1日開所の場合、12月・1月・2月分賃借料は「4. 開設支援準備事業」で申請。礼金及び3月分賃借料は「1. 放課後児童クラブ設置促進事業」又は「2. 放課後児童クラブ環境改善事業」で申請。 4月1日から世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の「3. 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）」で申請するという形です。
102	【世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱(案)】について 補助基準額（年額）に補助率等がかかることはありますでしょうか。	支給される補助金は補助基準額を上限額とします。人件費等の対象経費が補助基準額に満たない場合はその額を補助額とさせていただきます。 ※世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱P3第6条に記載されております
103	「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱(案)」p.3 第6条2に記載の登録児童数に15,000円を乗じて得た額×事業実施月分の補助金の補助対象経費に規定はございますでしょうか。	学童クラブ利用料の使用用途に準じてください。

104	<p>「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱(案)」p.17放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）は1人あたりの床面積が3.3㎡未満の場合は実際の1人あたりの床面積を乗じた金額が補助されるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>児童一人あたりの専用区画1.65㎡以外の事務スペースやトイレなどの面積も考慮しており、放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）については、施設利用定員に3.3㎡を乗じた面積と仮定しております。本事業では児童一人あたりの床面積が3.3㎡未満であっても、3.3㎡として申請可能です。</p>
105	<p>「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱(案)」p.15学童クラブ開設準備支援事業の物件賃借料はいつから補助対象となりますでしょうか。また補助金額は1支援単位当たり総額750,000円という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>賃借料に関する補助事業の一般的な活用例としましては、4月1日開所の場合、12月・1月・2月分賃借料は「4. 開設支援準備事業」で申請。礼金及び3月分賃借料は「1. 放課後児童クラブ設置促進事業」又は「2. 放課後児童クラブ環境改善事業」で申請。4月1日から世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の「3. 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）」で申請するという形です。また補助金額は1支援単位当たり上限750,000円（賃借料3か月分）になります。</p>
106	<p>・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の第6条の2について 補助金の交付額について、補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額とその事業にかかる総事業費から当該事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、いずれか少ない額の合計額に、毎月初日の登録児童数に15,000円を乗じて得た額、とありますが、これは、「補助基準額で足りない費用」について、1人あたり15,000円/月の補填が、別表にある補助内容とは別に支払われるという理解で正しいでしょうか</p>	<p>1人あたり15,000円/月の補填が、別表にある補助内容とは別に支払われます。</p>
107	<p>・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「2. 障害児受入推進事業」について 1支援の単位あたり年額1,956,000円とありますが、これは受入れがあった対象月が年間のうち数か月でも満額支払われますか、もしくは月額が最大163,000円という理解でよろしいでしょうか。また障害児の人数が何名であっても1支援あたり年額1,956,000円は増減しないという理解で正しいでしょうか</p>	<p>世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の別表P21備考にありますとおり、事業実施月数に応じて補助額が決まります。 1か月のみの実施であれば年額163,000円の補助額となります。 また、障害児の受入れがない月であっても、障害児を受け入れるために必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等の職員配置があれば対象になります。（職員配置も障害児の受け入れもない月は対象になりません。） 障害児の人数で増減はしません。</p>
108	<p>・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「4. 放課後児童クラブ送迎支援事業」について 国・都要綱別添5によると、事業内容に「地域において児童の健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等による児童への付き添い」とありますが、対象地域に居住していない職員や、高齢者や主婦でない職員が送迎を行う場合でも、本補助は対象となりますか。</p>	<p>国・都の要綱には「高齢者や主婦等」とあるため、放課後児童クラブ職員の付き添いも対象となります。（対象地域の居住等は必須ではありません。） 但し、経費は職員の給与費としますので、他の経費（放課後児童クラブ運営にかかる職員の給与費）と切り分けて管理していただきますようご注意ください。</p>

109	<p>・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「5. 放課後児童支援員等処遇改善等事業」について本補助額を請求するにあたり、国・都要綱に定められた業務に従事する常勤職員が1名以上在籍していれば1支援に対して年額1,678,000円の補助申請が可能と読み取れますが、所属する常勤人数や常勤職員の勤務時間数に定めはありますか</p> <p>なお、平成25年度の当該学童クラブ事業所に対する処遇改善が必須となっていますが、今回新規で開所する施設の場合、平成25年度時点で弊社が運営していた他クラブに所属する職員の当時の賃金と比べての改善が説明出来ればよいでしょうか</p>	<p>「5. 放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、都要項別添6の3(1)に規定する経費のみを対象としておりますので、国・都要綱に定められた業務に従事する職員（常勤職員でなくても構いません）が1名以上在籍していれば1支援に対して年額1,678,000円の補助申請が可能です。また、所属する人数に定めはありません。</p> <p>新規で開所する施設の場合、平成25年度時点で運営されていた他クラブに所属する職員と同程度の経験や能力等を有する職員を雇用した場合の賃金水準と比較し、その額を超える部分が賃金改善額となります。ただし、賃金水準が大きく異なるような他クラブとは比較できません。</p>
110	<p>・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「6. 障害児受入強化推進事業」について</p> <p>本要綱は、障害児を3人以上受け入れた場合の補助要綱のため、障害児が2人以下の場合は対象とならないという理解で正しいでしょうか。2人以下の場合は「3. 障害児受入推進事業」の補助額である年額1,956,000円のみ補助となる理解で正しいでしょうか。</p>	<p>障害児が2人以下の場合は対象外となります。2人以下の場合は「3. 障害児受入推進事業」の補助額である年額1,956,000円（事業実施月数による）のみ補助となります。</p>
111	<p>・世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の別表（第4条、第5条、第6条関係）の、「7. 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」について</p> <p>国・都要綱別添10によると、運営事務等を行う職員の配置に対して年額1,444,000円の補助があると読み取れますが、この運営事務等を行う職員の月間もしくは年間の勤務時間数に定めはありますか</p>	<p>お見込みのとおり、運営事務等を行う職員の配置に対して年額1,444,000円の補助があります。</p> <p>運営事務等を行う職員の月間もしくは年間の勤務時間数に定めはありません。</p>
112	<p>・世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱（案）の、第14条について</p> <p>補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、6月前までにその承認に係る申請をすると読み取れますが、6月前までの中止・廃止申請を行えば、運営開始から中止・廃止までの期間について特に定めはないという理解で正しいでしょうか。最低限、本事業を継続する期間に定めがあればお知らせください。</p> <p>また、14条の3において、中止又は廃止を承認した際に交付決定額を変更できるとありますが、これは、中止又は廃止時点で、区からの指示により、整備補助額の返金が発生するという理解で良いでしょうか。返金が発生する場合、運営年数が何年を超えた場合に返金が発生しないなどの設定はありますか</p>	<p>「世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱第30条」及び「世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱第31条」に財産の処分の制限があり、区長の承認が必要な場合があります。なお、補助要綱上に記載のある「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」については備考欄をご参照ください。</p> <p>また、返金が発生する場合については、区が中止又は廃止の理由を総合的に判断して決定いたします。</p>

113	<p>・世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱（案）の別表、「1. 放課後児童クラブ設置促進事業」について</p> <p>補助基準額について、（1）開設準備経費を含まない場合1事業所当たり12,000千円、（2）開設準備経費を含む場合1事業所あたり12,600千円となり、（1）もしくは（2）のいずれかという理解でよろしいでしょうか</p> <p>なお、開設準備経費として計上できるのは、開所前に何か月賃貸借契約をしている場合でも、開所前月分の1か月分だけという理解ですが、正しいでしょうか</p> <p>また、事業所を新設ではなく、既存の施設を本案件に即した放課後児童健全育成事業に転換する場合でも、本案件の放課後児童健全育成事業の開所前月分の賃料は、開所準備経費として請求できると考えてよいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおり、（1）もしくは（2）のいずれかとなります。賃借料については、開所前月分の1か月分のみとなります。</p> <p>既存の「放課後児童健全育成事業」として運営している施設を本案件に即した放課後児童健全育成事業に転換するということでしたら、「1. 放課後児童クラブ設置促進事業」ではなく、「5. 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）」として開所前月分の賃借料を請求することが可能です。</p>
114	<p>・世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱（案）の別表、「2. 放課後児童クラブ環境改善事業」について</p> <p>既存の施設を本案件に即した放課後児童健全育成事業に転換する場合、それに係る整備・修繕費用は本補助要綱の対象となりますか</p>	<p>既存の「放課後児童健全育成事業」として運営している施設を本案件に即した放課後児童健全育成事業に転換する場合、「既存の学童クラブ事業を実施している場合」に該当します。</p> <p>都要綱別添2の3(1)イ、3(2)イに該当する場合は対象となります。</p>
115	<p>・世田谷区放課後児童クラブ施設整備費補助要綱（案）の別表、「4. 学童クラブ開設準備支援事業」について</p> <p>1支援の単位当たり750,000円については、別添2の学童クラブ環境整備事業において前月分の賃料1か月分を補助申請した場合、前月分を除く「開設前賃料」の総額のうち750,000円分を補助申請できるという理解で正しいでしょうか</p>	<p>「4. 学童クラブ開設準備支援事業」は開所前月分賃料は対象外となります。</p> <p>賃借料に関する補助事業の一般的な活用例としましては、4月1日開所の場合、12月・1月・2月分賃借料は「4. 開設支援準備事業」で申請。礼金及び3月分賃借料は「1. 放課後児童クラブ設置促進事業」又は「2. 放課後児童クラブ環境改善事業」で申請。4月1日から世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱の「3. 放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助）」で申請するという形です。</p>
116	<p>・事務員の勤務時間に関してご教示ください。</p> <p>週何時間または月何時間勤務すれば補助金の支給対象となる等の定めはありますか。</p>	<p>世田谷区放課後児童クラブ運営費補助要綱（案）の別表、「7 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」のことでしたら、月、週の勤務時間について定めはありません。</p>
117	<p>物件について</p> <p>契約は定期借家契約は認められますか</p>	<p>定期借家契約自体を認めないことはないですが、事業の継続性の観点から、20年以上の定期借家契約を結んでいただくことが望ましいと考えています。</p>
118	<p>事前協議書類一覧</p> <p>1) 予算書を作成していない場合はどうなりますか</p>	<p>作成していない旨と作成が不要な理由を台紙のご記入ください。</p>

119	<p>■募集要項別紙4 事前協議書類一覧 (1)29 賃貸借契約書（賃貸の場合）</p> <p>・「契約に至っていない場合は、契約書案や賃借料見積書等のほか、所有者との間でその物件で民設民営放課後児童クラブを実施することの合意ができていることを証明する合意書等の書類も添付し提出」⇒現状、合意書の提出を予定しているが、基本協定書の添付を合意書に類する書類と認めていただけますでしょうか。</p>	<p>所有者との間でその物件で民設民営放課後児童クラブを実施することの合意ができていることを証明することが確認できるようであれば基本協定書のご提出で問題ありません。</p>
120	<p>■応募書類様式6 既存施設に関する施設調書</p> <p>⇒専用区画（児童1人あたり）の入力が必要だが、公設民営施設の為、図面を持っておらず正確な数字での記載ができない。</p> <p>既存施設の設置行政に確認を行い、面積確保できていることを文章で記載することで問題がないかご教示いただきたい。</p>	<p>問題ありません。</p> <p>その場合、確認をした設置行政の担当者名も併記願います。</p>
121	<p>・選考基準をオープンにするとのことだが、兄弟を優先したり、安全に送迎を行うために自宅が近くを優先したりすることがある。当社としてそれはオープンにしていなくてもそこまでオープンにしないといけないか</p>	<p>お願いいたします。</p> <p>補助金を交付するにあたっては、選考基準は公正かつ客観的なものが求められます。予め左記のような選考基準を公開しておくことで、保護者はその基準を踏まえ民設民営放課後児童クラブか新BOP学童クラブを選択することで、事業者と保護者でのトラブルを避けることもできます。</p>
122	<p>・入口はオートロックだが、児童の入退室時にいちいち開閉するのはかなり時間を取られる。児童の入室時のみ職員を立たせ、常に解放しておきたいが構わないか？他区でエントランスに職員を立たせておくことで解放を認めている。</p>	<p>必ず職員を立たせていただけるようでしたら、安全確保を前提に、児童の入退室が重なる時間帯のみ常に解放していただいで構いません。</p>
123	<p>・「小学生の一時保育」の機能は求められるか？就労要件がなくても預かれることになる。他自治体では求められている。</p>	<p>新BOP学童クラブにおいても一時保育という機能はないため、民設民営放課後児童クラブにおいても求めるものではありません。</p>
124	<p>・「学校110当番」の設置は義務か？設置費用は28万程度なら30万の補助金がでるなら対応できる。配線の関係があるので義務付けるなら早く教えてほしい。</p>	<p>「学校110当番」の必須ではありませんが、上限30万円の補助金の制度はあります。なお、補助金については現在調整中です。</p>
125	<p>・応募申請書類のNo10とNo11はすべての法人が作成しなければならないものなのか？確認をお願いしたい。</p>	<p>応募申請書類の書類No10、No11は該当がある場合のみご提出ください。</p>
126	<p>・放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業について、1支援の単位40名に対して3人以上配置した場合でも対象になるか？</p>	<p>対象になります。</p> <p>但し、1支援の単位当たりの基準額は919,000円を上限とします。</p>

127	<p>入会基準がかなり民設民営においては継続して運営できるかのポイントになると思います。どういう対象が入会できるように考慮すべきなのか、どういう意見に対して説明できるべきなのか、クリアしなければならない課題があれば教えてください。</p>	<p>保護者に対し、公平性という視点で合理的な説明ができるような入会基準であれば問題ありません。</p>
128	<p>No8不動産所有・借用状況について すべて賃借物件の場合、すべての一覧・面積などが 必要か。別紙にしてもいいか。</p>	<p>代表的なものを50件ほどの記載で結構です。 面積が難しい場合は、代わりに月額賃料と契約期間などを可能な範囲ご記入ください。</p>
129	<p>No10会計に関する経理規程について これはどのようなものを出せばいいか</p>	<p>特に経理規定を作成されていない場合は「なし」でよいです。</p>
130	<p>No.9 財産目録は決算書でよいでしょうか？該当書類がない。</p>	<p>株式会社の場合は貸借対照表が「財産目録」に該当しますので、「なし」で問題ありません。</p>
131	<p>UD届け出いつまでか。</p>	<p>ユニバーサルデザイン推進条例に定める整備項目については、計画書に記載された部分を開所までに遵守すべき整備項目に適合すること求めます。 都市デザイン課への届出は、用途変更の確認申請が必要な場合は、2週間前までに提出してください。 用途変更の確認申請が不要な場合、また延べ床面積が200㎡未満の場合には、用途変更の確認申請は必要ありません。 提案される施設は、確認申請の必要の有無に関わらず、ユニバーサルデザイン推進条例の範疇になります。 この場合は、30日前までに提出してください。審査期間が異なりますのでご注意ください。</p>